

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会の
部会設置に関する内規

- 第1 赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会設置要綱第6条第5項の規定に基づき赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会（以下「検討会」という。）の部会（以下「部会」という。）を設置する。
- 第2 部会は、検討会の開催にあたり、関係事業者等からの意見を反映した施策の立案に関する事その他必要な事項について検討する。
- 第3 部会の委員は、検討会委員の中から検討会会長が指名し、別表に掲げる者をもって構成する。
 - 2 区長は、必要があると認めるときは、検討会委員以外の者を部会の委員として委嘱又は任命することができる。
- 第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から赤羽駅東口地区まちづくりガイドラインの策定が完了するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 2 部会長及び副部会長は、検討会会長が指名する。
 - 3 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 委員が部会を欠席する場合、当該委員が推薦する者に代理出席させることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。
- 4 会議は、原則非公開とする。

第7 部会の庶務は、まちづくり推進部赤羽駅周辺まちづくり担当課長が行う。

第8 部会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会会長が別に定める。

赤羽駅東口地区まちづくりガイドライン策定検討会 委員名簿

◎: 部会長 ●: 副部会長 ○: 部会委員 ◇: オブザーバー

区分	氏名	役職	所属等	部会	
				基盤・土地利用	施設整備
学識経験者	中井 検裕	会長	東京科学大学名誉教授	●	◎
	大沢 昌玄	副会長	日本大学理工学部土木工学科教授	◎	●
	齋藤 博	副会長	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科 准教授	●	●
地元関係諸団体	石渡 良憲	委員	赤羽管内連合自治会 会長		○
	鈴木 邦彦	委員	赤羽自治会 会長		○
	葉山 相也	委員	東京商工会議所北支部		○
	伊原 勝利	委員	赤羽商店街連合会		○
	石井 勇介	委員	赤羽小学校 P T A		○
	山本 倫行	委員	赤羽一丁目第一地区再開発組合		○
	久保田 明雄	委員	赤羽一丁目中央地区再開発準備組合		○
東京都	工藤 秀仁	委員	都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課	○	○
	荒井 大介	委員	都市整備局 都市基盤部 交通企画課	○	
交通管理者	橋本 孝	委員	警視庁 赤羽警察 交通課	○	
交通事業者	戸澤 光一	委員	東京都交通局 自動車部	○	
	櫻井 昭夫	委員	東日本旅客鉄道株式会社	○	
	倉本 広太郎	委員	東京地下鉄株式会社	○	
	鈴木 健史	委員	国際興業株式会社	○	
オブザーバー	平山 豪		独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部	◇	◇
	倉林 巧		北区 教育委員会事務局 教育振興部		◇

計19名